

【警察庁】

①警備員指導教育責任者

警備業法では、警備業に必要な規制を定めることにより、警備業務の実施の適正を図ることを目的とし、警備業者に対しては、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて都道府県警察が指導監督を実施しており、認定業者の数が多数にわたることや、警備業者の規模、警備業務の種別等が多岐にわたることから、これらの事務については、国において一元的に行うことが警備業務の実施の適正を図る上で困難であり、都道府県公安委員会において行っているものである。

当該資格に係る事務についても、都道府県警察が実施しており、講習により警備員の資質及び知識・技能の向上を図るとともに、申請者の適格性等について厳格に審査を行うなどして指導監督を行っているが、仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警察が二元的に指導監督することになり、かえって非効率な上、法目的を果たせなくなるおそれがある。

また、同資格者証については、警備業法に規定する警備員指導教育責任者講習を受けて、その課程を修了した者が交付申請を行うことで交付されるものであるが、現在、各都道府県公安委員会が実施している同講習については、各都道府県の実情に応じて、実施回数、実施場所等を決定し、各都道府県内で実施されているところ、国が講習を実施する場合、実施主体数の減少に伴って講習の実施回数が減少するとともに、各都道府県内における実施も困難であると考えられるため、現状と比較した場合、講習を受講できない者の増加、講習会場までの金銭的負担の増大等、講習の受講希望者の負担が増大する可能性がある。以上の点を踏まえると、当該資格に係る業務については、都道府県公安委員会及び都道府県警察が行うべきものである。

なお、警備員指導教育責任者に係る手続については、2025 年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。

②機械警備業務管理者

警備業法では、警備業に必要な規制を定めることにより、警備業務の実施の適正を図ることを目的とし、警備業者に対しては、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて都道府県警察が指導監督を実施しており、認定業者の数が多数にわたることや、警備業者の規模、警備業務の種別等が多岐にわたることから、これらの事務については、国において一元的に行うことが警備業務の実施の適正を図る上で困難であり、都道府県公安委員会において行っているものである。

当該資格に係る事務についても、都道府県警察が実施しており、講習により警備員の資質及び知識・技能の向上を図るとともに、申請者の適格性等について厳格に審査を行うなどして指導監督を行っているが、仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警察が二元的に指導監督することになり、かえって非効率な上、法目的を果たせなくな

るおそれがある。

また、同資格者証については、警備業法に規定する機械警備業務管理者講習を受けて、その課程を修了した者が交付申請を行うことで交付されるものであるが、現在、各都道府県公安委員会が実施している同講習については、各都道府県の実情に応じて、実施回数、実施場所等を決定し、各都道府県内で実施されているところ、国が講習を実施する場合、実施主体数の減少に伴って講習の実施回数が減少するとともに、各都道府県内における実施も困難であると考えられるため、現状と比較した場合、講習を受講できない者の増加、講習会場までの金銭的負担の増大等、講習の受講希望者の負担が増大する可能性がある。以上の点を踏まえると、当該資格に係る業務については、都道府県公安委員会及び都道府県警察が行うべきものである。

なお、機械警備業務管理者に係る手続については、2025 年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。

③警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者

警備業法では、警備業に必要な規制を定めることにより、警備業務の実施の適正を図ることを目的とし、警備業者に対しては、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて都道府県警察が指導監督を実施しており、認定業者の数が多数にわたることや、警備業者の規模、警備業務の種別等が多岐にわたることから、これらの事務については、国において一元的に行うことが警備業務の実施の適正を図る上で困難であり、都道府県公安委員会において行っているものである。

当該資格に係る事務についても都道府県警察が実施しており、知識及び能力に関する検定を実施するとともに、申請者の適格性等について厳格に審査を行うなどして指導監督を行っているが、仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警察が二元的に指導監督することになり、かえって非効率な上、法目的を果たせなくなるおそれがある。

また、合格証明証については、警備業法に規定する検定に合格した者が交付申請を行うことで交付されるものであるが、現在、各都道府県公安委員会が実施している検定については、各都道府県の実情に応じて、実施回数、実施場所等を決定し、各都道府県内で実施されているところ、国が検定を実施する場合、実施主体数の減少に伴って検定の実施回数が減少するとともに、各都道府県内における実施も困難であると考えられるため、現状と比較した場合、検定を受講できない者の増加、検定会場までの金銭的負担の増大等、検定の受検希望者の負担が増大する可能性がある。以上の点を踏まえると、当該資格に係る業務については、都道府県公安委員会及び都道府県警察が行うべきものである。

なお、警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書に関する手続については、2025 年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライ

ン化を検討中である。

④射撃指導員

都道府県公安委員会は、個々の申請者の適格性を審査した上で適格性のある者のみを射撃指導員に指定する必要がある。その際、猟銃等の所持許可を2年以上継続して所持していることのほか、関連法令を遵守し、射撃指導員として相当な人格識見を有することや、猟銃等の取扱いについて相当な知識を有すること等の基準に適合するかどうかを個別に審査する必要がある、これを国において一元的に行うことは極めて困難である。

さらに、都道府県公安委員会は、指定後に適格性の失われた射撃指導員の指定が継続することのないよう指導・監督を行う必要がある。具体的には、射撃指導員としての実績の確認、必要に応じた試験や射撃技能の確認等を行わなければならない、これらを国において一元的に行うことも極めて困難である。

射撃指導員の指定と、その後の指導・監督とを異なる主体に行わせるのは、事務処理の一貫性及び効率性の観点から望ましくないことに鑑みても、射撃場における射撃の適正を期し、射撃に伴う危害の防止を期するためには、射撃指導員の指定及びその後の指導・監督は、いずれも都道府県公安委員会が行うべきものである。

なお、射撃指導員の指定の申請については、2025 年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。

⑤駐車監視員資格者

当該資格に係る各種申請については、警察行政手続オンライン化システムの対象となっており、業務効率化が図られる予定となっていることから、地方から国に一元化して地方の業務負担を是正する必要性が乏しいほか、地方から国に一元化することによって、会場の選定や受験回数について制限が生じることとなる。

⑥運転免許

運転免許証の記載事項変更は、その交付をした都道府県公安委員会ではなく、住所地を管轄する都道府県公安委員会において行うこととなっているほか、マイナ免許証のみを有する者は、警察において利用開始手続を行うことにより、市区町村に住所等（住所、氏名及び生年月日）の変更の届出をすれば、都道府県公安委員会への届出が不要となるなど、既に利用者の利便を確保するための措置が講じられていることから、資格に関する一連の事務について、地方から国に集約して一元化する必要性に乏しい。

また、運転免許は、全国統一の団体により試験事務が行われている国家資格とは異なり、申請から運転免許証交付まで、試験を含む全ての事務を都道府県公安委員会（都道府県警察）が実施しているところ、これらの事務を国に一元化した場合、試験会場の選定や受験回数について制限が生じることとなる。

⑦技能検定員・教習指導員

技能検定員・教習指導員の資格情報の管理は、資格者証を交付した都道府県公安委員会が行っているところであるが、資格者証の記載事項変更の申請をオンラインで可能とするシステムの構築を進めているところであり、業務効率化が図られる予定となっていることから、地方から国に一元化して地方の業務負担を是正する必要性が乏しい。

また、技能検定員・教習指導員は、全国統一の団体により試験事務が行われている国家資格とは異なり、申請から資格者証交付まで、審査を含む全ての事務を都道府県公安委員会（都道府県警察）が実施しているところ、これらの事務を国に一元化した場合、試験会場の選定や受験回数について制限が生じることとなる。

【こども家庭庁】

保育士については、児童福祉法第 18 条の 18 及び児童福祉法施行令第 16 条の規定に基づき、保育士試験合格者においては試験に合格した都道府県の知事に、指定保育士養成施設の卒業者については申請書提出時点の住所地の都道府県知事に申請することにより、登録を受けるものである。

保育士については、指定保育士養成施設を卒業した者と保育士試験に合格した者が登録を受けて業務を行うことになっている。都道府県知事は、児童福祉法施行令第 5 条第 1 項に基づき、大学・短大等が児童福祉法施行規則第 6 条の 2 の 3 に規定する指定保育士養成施設の基準に適合するか否かを確認して養成施設の指定を行うとともに、指定後においても保育士の養成の適切な実施を確保するための検査等を行う必要がある。また、保育士試験についても、児童福祉法第 18 条の 8 に基づき、都道府県が実施する必要がある。一方で、こうした事務について国が全国一律に行うことは困難であり、都道府県に担っていただく必要があるところ、指定保育士養成施設の卒業者や保育士試験に合格した者の保育士登録についても都道府県が事務を担い、都道府県に保育士の資格管理全体を行っていただくことが適当である。

また、都道府県知事は、保育士が信用失墜行為を行うなどした場合、児童福祉法第 18 条の 19 の規定に基づき、保育士登録の取消し等を行うべきか確認する必要がある。保育所等の設置認可や指導監督等については都道府県等が担っているところ、事案が生じた際に必要な事実確認をして保育士の資格管理を適切に行うためには、それらの事務との連携が重要であり、こうした点からも都道府県が事務を担うことが適当である。

加えて、令和 7 年 4 月に改正された児童福祉法において、保育士・保育所支援センターを都道府県に整備することが義務化され、保育士・保育所支援センターが円滑に職業紹介や研修の案内等を行う上で、個人情報を適切に管理しつつ、保育士登録簿との情報の連携を行うことが期待されるところ、当該連携を円滑に図る観点からも引き続き保育士の資格管理を都道府県が担うことが適切である。

以上の理由から、本提案については実現が困難であると考えているが、都道府県事務の負担軽減は重要であり、「国家資格等情報連携・活用システム」の活用の検討等、必要な取組を進めてまいりたい。

受胎調節実地指導員（以下「指導員」という。）については、母体保護法第 15 条及び母体保護法施行規則第 9 条の規定に基づき、内閣総理大臣の定める基準に従った認定講習（以下単に「認定講習」という。）を終了した助産師、保健師又は看護師が、住所地の都道府県知事に申請することにより、指定を受けるものである。

都道府県知事は、母体保護法施行令第 6 条の規定に基づき、認定講習が母体保護法施行規則第 17 条に規定する認定基準に適合しなくなったと認める場合は、講習の認定の取り消しを行う必要がある。一方で、当該講習が、各地域の実態や社会背景等に応じて実施されること

も踏まえ、国から当該講習の実施状況の確認を全国一律に行うことは困難であるほか、当該講習の終了を踏まえた申請及び指導員の指定も含め、都道府県が事務を担うことが適切である。さらに、指導員が働く機関として医療機関等が想定されるが、医療機関等を監督する都道府県知事において、適切に指導員を指定することが必要である。

また、都道府県知事は、母体保護法施行令第1条第2項に規定する被指定者への標識の交付等についても実施する必要があるところ、当該手続に関連した指導員の指定及び講習に係る事務についても、標識の交付等と同一の主体である都道府県知事が行うことが適切である。なお、仮に、標識の交付等も含めて国で事務を実施する場合には、申請者等が都道府県の身近な窓口で標識の受け取り等各種手続を実施できないこと等による利便性の低下などが懸念される。

このため、本提案については実現が困難であると考えているが、都道府県事務の負担軽減は重要であり、「国家資格等情報連携・活用システム」の活用の検討等、必要な取組を進めてまいりたい。

【総務省】

危険物取扱者及び消防設備士に関する事務のうち、試験に関する事務については、現在、全ての都道府県が、消防法に基づく指定試験機関である（一財）消防試験研究センターに対し、事務の委任をしているところであるため、都道府県における事務負担は基本的に生じていないものと考えている。

また、免状の交付・再交付・書換に関する事務についても、現在、全ての都道府県が、同センターに対し、交付承認等の事務を除いて、私法上の契約により事務の委託をしているところであるため、都道府県における大きな事務負担は生じていないものと考えている。

本提案については、今後、都道府県における事務の実態などをお聞きしてまいりたいが、都道府県に大きな事務負担が生じていないことや消防行政における都道府県の役割、事務処理の効率性の観点から、現行の仕組みには一定の合理性があるものと考えている。

行政書士試験の施行に関する事務を総務大臣が行うこととするについては、これまでの制度経緯や、提案団体以外の都道府県をはじめとする関係者の意見等を踏まえ、議論すべきと考えるが、都道府県における事務負担の軽減に関しては、以下のように考えるところである。

ア．資格付与者を国に転換することについて

各都道府県知事が実施する試験事務については、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センター（以下、「研究センター」という。）に事務を委託されており、研究センターでは、試験の公示や受験申し込みの受付、試験問題の作成、合格証の交付等の試験事務の大半を担っている。都道府県は、研究センターの事業計画や収支予算案に対する意見等、委任事務の監督等に係る事務のほか、試験事務の実施に関し、「①合格の決定」、「②合格者の公報への掲載」、「③合格証への都道府県知事印の押印及び合格証の郵送」の事務を行っている。

「①合格の決定」については、行政書士法第4条第1項及び行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第2条において研究センターに行わせることができないと規定されている。当該事務の中心は、試験問題のレベルを判断し合格基準を設定することにあるが、これを試験問題の作成者である研究センターではなく都道府県知事において行うこととしているのは、試験問題のレベルを客観的に判断できる者により行うことが試験の信頼性が向上することと考えられたことや、試験の実施主体として実績があるとともに、行政書士が作成する書類の多くを受ける官公署である都道府県において行うことが適当と考えられたことによる。一方、試験科目ごとの年度間の難度の評価に関する事項については、研究センターが委嘱する学識経験者で構成する「試験結果難易度評価委員会」において専門的知見をもって審議されているところであり、当該評価の結果を参考に都道府県知事において合否決定が行われることが、「形式的に追認する形」となっている実情があることがご提案の趣旨と受け止めているところである。この点、他の国家試験における取扱い等も踏まえて、検討

すべきものであると考えている。

「②合格者の公報への掲載」については、国の法令で義務づけているものではなく、各都道府県の規則等で定めている事務であり、各都道府県においてその必要性等に関してご議論いただきたいと考えている。

「③合格証への大量の押印及び合格証の郵送」については、現状、都道府県の事務負担を軽減する観点から、都道府県と指定試験機関との間の協議が調った場合には、研究センターにおいて合格証に電子的に知事印の印影を刷り込み、都道府県を介さず、直接合格者に発送する取扱いを可能としており、令和7年度試験においては、8都府県がこの取扱により事務を処理する予定と伺っている。このような運用が可能であることについて、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センターとも連携しながら、未実施の都道府県に周知してまいりたい。

イ.国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請について

行政書士の登録については、行政書士法第6条第3項に基づき、都道府県ではなく日本行政書士連合会が行政書士名簿への登録の事務を行うこととされており、氏名等登録事項に変更があった場合においても、同法第6条の4に基づき、所属する行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請することとされており、現状、都道府県における大きな事務負担は生じていないと考えている。

なお、行政書士試験の合格者の氏名や住所が変更となった場合や、合格証を紛失した場合等においては、各都道府県の規則等に基づき、「行政書士試験合格証明書」等の名称で事実証明の書類の発行が行われているものと承知しているが、当該事務は法令により行う事務ではないことから、各都道府県においてその必要性等に関してご議論いただきたいと考えている。

【文部科学省】

前提として教員免許とは、教員となる資格のあることを公証するものであり、法令上、教員は各相当の免許状を有する者でなければならないとされている。このことにより、相当免許状を有しない者が教員になることはできないため、相当免許主義の確実な運用に当たっては、管理する免許状の授与、失効、取上げ等の情報を正確かつ迅速に把握した上で、原簿への記入、官報への公告、特定免許失効者等である場合のデータベースへの登録等、適切な免許管理を行う必要がある。また、特に臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り授与することができる免許状であるため、地域の実情に応じて速やかに授与することができる必要があるとともに、特別免許状についても、優れた知識経験等を有する社会人等を教師として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図ること目的として、任命権者等の推薦に基づき授与する免許状であるため、地域のニーズに応じて機動的に授与することができる必要がある。こうしたことも踏まえ、教育職員免許法制定時より、教員免許の授与及び管理を、多くの公立学校の教員の任命権者でもある都道府県教育委員会において実施することとしている。

そのため、現在都道府県の有する教員免許に関するこれらの権限を全て国に移譲する場合、例えば、公立学校の教員の任命権者である都道府県教育委員会が懲戒免職処分を行った際、文部科学省への申請が必要となることにより、当該都道府県が行った処分情報の把握、当該情報に基づく免許の失効等処理に時間がかかることで適切な免許管理が困難になり、相当免許主義の確実な運用に支障をきたすおそれがある。また、臨時免許状や特別免許状については、上述のとおり必要となった時に迅速に授与することが重要であるが、文科省へ申請が必要となることにより、例えば、臨時免許状を有する者を即時に採用することができず、授業の実施に支障をきたすといった問題や、地域のニーズを適切にくみ取れず特別免許状の授与がなかなか進まないなどといった事態が生じるおそれがある。

また、平成 10 年 5 月 29 日に閣議決定された地方分権推進計画に基づき機関委任事務制度が廃止されるとともに、教員免許に関する事務については、授与件数が極めて多数であることによる国民の利便性、事務処理の効率性等の観点から自治事務とされた経緯があるが、令和 5 年における教員免許の授与件数は 193,359 件であり、機関委任事務から自治事務へと変更された平成 10 年における教員免許状の授与件数である 232,604 件と比較しても引き続き授与件数は 20 万件前後と極めて多数であり、当時の状況から大きな状況の変化が起きていない。加えて、文部科学省は地方支分部局を有していないため、仮に国に教員免許に関する事務が移譲された場合、全ての申請者が文部科学本省に対して申請を行うことになり、事務処理手続きに膨大な時間を要するとともに、申請者にとっては利便性が損なわれることが予想される。

こうした観点から、教員免許に関する事務を全て国に移譲することは困難であると考える。

【厚生労働省】

<職業訓練指導員試験>

職業訓練指導員試験については、職業訓練の水準を全国で一定の水準以上となるよう担保する観点で、国が作成する基準問題を踏まえ、都道府県において作成しているが、免許職種（123 種類）ごとに試験内容が異なることから、毎年、各都道府県において、各都道府県が設置・運営する職業能力開発施設の職業訓練指導員の充足状況等を勘案して、試験の実施の有無、試験を行う免許職種、実施期日、実施場所等実施に必要な事項を決定しており、今後も、各都道府県が必要と判断した試験を実施した方が効果的かつ効率的であると考え。このため、支障事例で挙げられている「全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい」ものには該当しないため、資格付与者を国とする見直しを行うことは困難である。

<技能士>

都道府県知事が実施する技能検定試験（現在 111 職種）については、全国同一水準で実施するために、中央職業能力開発協会が作成した試験問題及び試験実施要領を用いて行うこととしているが、都道府県知事がその地域における産業の動向、受検の状況等を勘案して、実施職種、実施期日、実施場所等実施に必要な事項を決定し、都道府県職業能力開発協会を指導監督しながら試験を実施しており、今後も、各都道府県知事が必要と判断した試験を実施した方が効果的かつ効率的であると考え。

このため、支障事例で挙げられている「指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい」ものには該当しないため、資格付与者を国とする見直しを行うことは困難である。

<登録販売者>

登録販売者の試験事務及び販売従事登録に関しては、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下等の懸念が想定されることから、当該提案については実現すべきではないと考える。なお、これらとあわせて自治体から本件に係る事務（予算・定員財源含む。）を引き上げた場合の地方行政に対する影響等の観点からも慎重に考慮する必要があると考える。

<毒物劇物取扱責任者>

毒物劇物取扱者の試験に関しては、試験内容、合格証の交付を含むその取扱いは各都道府県において運用されていることから、厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅

に増加することに加えて、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下等の懸念が想定されることから、当該提案については実現すべきではないと考える。なお、これらとあわせて自治体から本件に係る事務を引き上げた場合の地方行政に対する影響等の観点からも慎重に考慮する必要があると考える。

<栄養士・調理師>

栄養士については免許の付与等について、また、調理師については試験の実施及び免許の付与等については、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定される。具体的には、栄養士免許及び調理師免許の令和5年度の交付数はそれぞれ16,344件、23,790件となっている。

さらに、調理師試験については、厚生労働大臣の定める基準により全都道府県において実施されているところ、一部の都道府県においては、独自に試験を作成・実施している状況にあり、令和5年度の試験では19,783人が受験している。このため、迅速な対応が必要となる交付事務や受験手続き等に支障を来すことが予想される。

このように、免許付与や試験の実施等の当該事務を厚生労働大臣が行うこととなった場合、前述のような支障が生じるおそれがあり、当該提案については実現すべきではないと考える。

<製菓衛生師>

製菓衛生師の免許の付与等については、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定される。

また、製菓衛生師の試験については、製菓衛生師法に基づき長年都道府県がその事務を行っているところ、この事務を厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、事務の標準化にもコストがかかることになるため、当該提案については実現すべきではないと考える。

<クリーニング師等>

クリーニング師等の免許の付与等については、都道府県知事が行うこととされている。これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下という懸念や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定される。

また、クリーニング師の試験については、クリーニング業法に基づき長年都道府県がその事

務を行っており、各都道府県において、その試験内容、試験形式等が大きく異なる。これらの事務を厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、事務の標準化にもコストがかかることになるため、当該提案については実現すべきではないと考える。

<介護支援専門員>

介護支援専門員証の交付等については都道府県知事が行うこととされているが、これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定され、迅速な対応が必要となる交付事務や受験手続き等に支障をきたす恐れがあるため、当該提案については実現すべきではないと考える。

<訪問介護員>

「訪問介護員」は介護保険法における「訪問介護」を行うものを指すが、「資格・免許」ではないため、本提案の対象外と考える。

なお、介護保険法施行規則に規定の「介護職員初任者研修」及び「生活援助従事者研修」の課程を修了し、証明書の交付を受けたものについては「訪問介護」に従事することができるが、当該研修については、具体的な支障事例に書かれているような、資格試験や免許証の申請、資格者名簿の書き換え申請は、法令上規定していない。

【農林水産省】

【家畜商法（家畜商）】

家畜商の免許制度については、資格付与に当たって必要となるのが講習と登録のみであり、家畜取引の実情が地域によって異なる中で、各地域の実態を踏まえた講習の実施や家畜商の監督を行うことが必要であることから、それらの実情に通じた都道府県知事を資格付与者とする制度としているところであり、国を資格付与者とすることは、直ちには困難である。

【家畜改良増殖法（家畜人工授精師）】

家畜人工授精師の免許制度については、資格付与に当たって必要となるのが講習及び試験、登録であり、地域の畜産業の実情が地域によって異なる中で、各地域の実態を踏まえた講習や講習内容に応じた試験の実施や家畜人工授精師の指導を行うことが必要であることから、それらの実情に通じた都道府県知事を資格付与者とする制度としているところであり、国を資格付与者とすることは、直ちには困難である。

【経済産業省】

【砂利採取法・採石法】

砂利採取法においては、都道府県により試験の作成、実施、合格証の交付に加え、砂利採取業を行おうとする者の登録、砂利の採取計画の認可も含め、一元的に実施している。また、採石法においては、都道府県により試験の作成、実施、合格証の交付に加え、採石業を行おうとする者の登録、岩石の採取計画の認可も含め、一元的に実施している。

資格付与に係る事務のみを国に移すことは、都道府県と国の間で受検者に関する情報の共有や、資格付与に関する手続きが新たに必要となる。

また、合格証の変更については、結婚において苗字が変わったとしても、変更の必要はなく旧姓使用が可能である。

加えて、経済産業局（沖縄総合事務局含む）は9局であり、国の機関に移すことにより現在の都道府県ごとある資格交付事務を行う窓口から大きく減少する。

以上より、提案にあるように、資格付与事務を国に移すことにより一元的な管理を行うこととなり効率的であるということには当たらず、及び利用者にとっても利便性が向上するとは期待できない。

【火薬取締法・高圧ガス保安法・電気工事士法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律】

火薬取締法、高圧ガス保安法、電気工事士法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における国家資格の付与に係る手続について、法令毎に当該国家資格の制度趣旨を踏まえ、当該手続を国で実施する妥当性やその実務上の影響等を鑑み検討する。

【国土交通省】

昭和 24 年に通訳案内士法の前身である通訳案内業法が策定された際、登録手続き（当時、免許手続き）を都道府県事務とした趣旨は、通訳案内業者の指導取締りの便宜を考慮するためである。今日においても、通訳案内士法第 31 条に定める禁止行為について、違反行為発生時には、都道府県警の関係機関等と迅速に連携する必要性があることを踏まえ、通訳案内士制度の実効的な制度運用を支えるべく、資格登録手続きを都道府県事務とするのが適切と考えている。

全国通訳案内士の資格登録手続きに係る都道府県事務の負担軽減は重要であると考えており、このため、平成 30 年には、各都道府県からのご提案を踏まえ、資格登録手続き時に提出を求めている書類（健康診断書及び履歴書）の簡素化を実施し、都道府県の負担軽減に努めている。さらに、令和 4 年より、「国家資格等情報連携・活用システム」において全国通訳案内士の資格登録手続きを可能とするため、それに必要な自動採番（登録番号の付与）や住所移転時の登録情報の引継ぎの機能が具備されるよう、観光庁からデジタル庁に働きかけるなど調整を進めている。

引き続き、都道府県等の要望も鑑みながら、都道府県事務の負担軽減に取り組んでいく。

宅地建物取引士は、令和 7 年 3 月 31 日現在、全国で約 121 万人登録者数がある国家資格である。そのため、仮に国土交通省で一元的に宅地建物取引士の登録申請等を受け付けることとした場合、当該申請等の手続処理について、相当な時間を要することが予想されるほか、国土交通省が行っている他の行政手続等に支障を来すおそれがあることから、対応は困難なものと認識している。

一方で、都道府県によっては、法定講習機関に宅地建物取引士の登録申請関係事務等を業務委託している例もあるものと承知している。

また、宅地建物取引士の登録申請等について、申請者の利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、eMLIT（国土交通省手続業務一貫処理システム）により、オンライン化に向けたシステム環境整備を推進しており、各都道府県においても令和 6 年度下半期以降、順次オンライン手続を開始頂いている。このため、オンライン手続を導入いただいている都道府県においては、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担は軽減されるものと理解している。なお、「居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となる」点、申請者の事務負担になっている旨もご要望を頂いているが、申請者の必要に応じて、宅建業法第 19 条の 2 の規定に基づき、宅地建物取引士の登録を受けている者が従事、又は従事しようとしている事務所が所在する都道府県に対して、登録の移転を申請することが可能となっている（当該手続についても、各都道府県が導入していれば、eMLIT によるオンライン申請が可能となっている）。

二級建築士又は木造建築士の試験及び登録に係る事務については、建築士法に基づき、各都

道府県が指定した機関がその事務を行っている」と承知している。

他方で、都道府県知事は資格付与者として、試験及び登録に係る事務以外にも懲戒処分等を行う権限を有しており、都道府県知事の適切な指導監督を通じ、本資格者制度の適切な運用が図られているところ。

これは二級建築士又は木造建築士は通例その都道府県内など限られた域内で地場の住宅等の設計を行うなどの業務に従事していることが多く、地域の実情に応じた指導監督を行う観点から、当該区域を管轄する都道府県知事がこれらの事務を担うことが、制度の運用にあたって適切であると考えられるためである。二級建築士又は木造建築士に係る制度を適切に運用していく観点からも、引き続き都道府県が制度を運用することが望ましいと考えられる。

【環境省】

鳥獣保護管理法は自治事務であり、都道府県や市町村が地域の関係者と連携して鳥獣保護管理行政を進めているところで、全国一律的な運用ではなく、地域ごとに柔軟な運用がなされている。

鳥獣保護管理の根幹をなす狩猟免許については適正・知識試験のみならず実技試験も実施しており、上記の理由から各都道府県の実情に応じた運用がなされているところで、各都道府県がそれぞれ事務を行う合理性および必要性があるもの。

具体例で挙げている「利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要がある、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。」について、狩猟免許に係る情報の変更申請先は発行元の都道府県ではなく、現居住地の都道府県であるためこの支障には該当しない。

都道府県が狩猟免許試験を実施するにあたり、狩猟免許の申請については昨年度省令改正により、オンラインによる申請を可能としたところであり、オンライン手続きを促進していくことについては都道府県に裁量がある。

以上の理由から狩猟免許に係る手続きにおいて先方が挙げる支障や問題意識には当たらず、制度変更の必要はない。